

外国人採用を検討する事業主の皆さまへ

ルールを守って採用をしましょう

【お知らせ】在留資格「家族滞在」の方の採用について

在留資格「家族滞在」を持つ外国人は、令和8年10月1日より、遊技場営業店舗（ぱちんこ店等）においても、個別の資格外活動許可を受けた場合に就労が可能となりました。

「家族滞在」の方を遊技場営業店舗で採用するまでの流れ

求人申込み

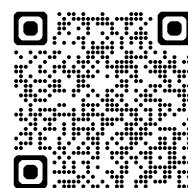
採用者の決定

地方入管局へ
資格外活動の
個別許可申請※

地方入管局から
個別許可

ハローワークでの求人申込み
は裏面を参照ください。

娯楽場等接客員などで就労 ※詳細はこちら



外国人雇用状況届出

外国人の雇入れと離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。

また、事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、法律に基づき定められています。この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでいただくようお願いいたします。

※届出ルールに関するパンフレットや指針内容はこちら

【URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyoununushi/page11.html



～ハローワークでは求人充足のサポートを実施しています～

ハローワークでは、地域の労働市場の状況等を踏まえた求人条件の提案や、求人票の書き方に関するアドバイスなど、外国人材の確保に向けた支援を受けることができます。

※ 詳細については、お近くのハローワークににお問い合わせください。

■メリット1 ハローワークでは全国に求人を公開できます

ハローワークにお申し込みいただいた求人は、全国のハローワークや、ハローワークインターネットサービスを通じて、全国の求職者などに公開することができます。



■メリット2 事業所の情報を求職者にPRできます

事業所の外観、職場風景などの画像情報や事業所からのメッセージといったPR情報などについても、求人情報とあわせて公開することができます。

■メリット3 オンラインサービスも利用できます

ハローワークでは、オンライン上でも求人の申込みや、選考結果の登録、応募者とのメッセージのやりとりなどができ、採用事務を効率的に進められます。

お問合せ先

■求人申込み手続きの流れ

事業所を管轄するハローワークに出向いて登録する方法、オンラインでの登録方法の2通りがあります。

【URL】 https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/job_offer01.html



■ハローワークインターネットサービス

オンラインでの「求人の申込み」、「求人者マイページ」の開設

ハローワークインターネットサービス 検索

【URL】
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



■操作方法に関するお問合せ

「ハローワークインターネットサービス」や「求人者マイページ」の操作方法に関するお問合せ

電話番号：0570-077450 受付時間 平日09:30～18:00（年末年始、祝日除く）

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。

※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

■全国のハローワーク所在地

【URL】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork

